



平成30年10月1日  
内閣府（防災担当）

「平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が9月28日（金）閣議決定され、本日10月1日（月）公布・施行されましたのでお知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 武藤、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害

(※台風第19号、第20号及び第21号等による一連の災害)

2. 適用措置の指定

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
<p>○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条） 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ)</p> <p>○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。</p>	<p>あわしまうらむら 新潟県粟島浦村 おおしかむら 長野県大鹿村 こざがわちよう 和歌山県古座川町</p>
<p>○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） 農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ)</p> <p>○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第2項～4項) 国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。</p>	<p>とよのちよう 大阪府豊能町 のせがわむら 奈良県野迫川村 かみきたやまむら 上北山村 しんぐうし 和歌山県新宮市 こうやちよう 高野町 しらはまちよう 白浜町</p>
<p>○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） 農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。 (一般災害 20% → 最高 90%)</p>	<p>しらはまちよう 和歌山県白浜町</p>

3. スケジュール

9月28日(金) 閣議決定  
10月1日(月) 公布・施行

政令第二百八十八号

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成三十年八月二十日から九月五日までの暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる市町村の	

区域に係るもの

イ 新潟県岩船郡粟島浦村、長野県下伊那郡大鹿村及び和歌山県東牟婁郡古座川町

法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

ロ 大阪府豊能郡豊能町、奈良県吉野郡野迫川村及び上北山村並びに和歌山県新宮市及び伊都郡

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

高野町

ハ 和歌山県西牟婁郡白浜町

法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成三十年台風第十九号、同年台風第二十号及び同年台風第二十一号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するため  
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三條第

一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。